

税務、税関および労務に関する最新情報

2017年12月



JAN

02

03

APR

05

06

JUL

08

09

OCT

11

12

Contents

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、以下の内容に関する最新のガイダンスについてご案内させていただきます。



輸出関税率表、輸入関税優遇税率表、および、自動車部品の輸入関税に関する改正



税関当局および税務当局との間の情報交換および業務協力



関連者間取引が発生する企業の借入費用



経済契約での決済遅延による延滞金利に対する付加価値税



輸出製品製造のための輸入貨物に対する輸入関税取り扱い



ホーチミン市における2017年の給与状況および2018年のテト賞与計画の報告

1.輸出関税率表、輸入関税優遇税率表、および、自動車部品の輸入関税に関する改正

輸出関税率表、輸入関税優遇税率表、重量税・混合税の対象品目表と税額そして関税割当制度対象品目表と二次税率に関する政令Decree 122/2016/ND-CPを改正する2017年11月16日付け Decree 125/2017/ND-CPが発行されました。以下のような注目すべき点があります。

- 従来のDecree 122/2016/ND-CPと比較して、Decree 125/2017/ND-CPでは、優遇輸入関税品目表の品目数が1,255品目増えています。
- 輸入自動車部品に対する輸入関税優遇税率0%が2017年11月16日から2022年12月31日まで適用されます。これによれば、輸入関税優遇税率0%の適用条件には、以下の事項が含まれます。



自動車排出ガス規準のレベル4(2018年から2021年までの期間)およびレベル5(2022年以降)を満足する自動車の製造・組立を誓約すること。



自動車の製造・組立に関して、具体的な生産量基準および自動車モデルによる規定の生産量を達成する誓約をすること。



輸入部品が規定の品目リストに含まれており、ベトナム国内で製造できない品目であり、かつ、ノックダウン生産レベルに関する要求条件を満足すること。

輸入関税優遇税率0%の適用を受ける手続きについてですが、輸入時点では、通常の輸入関税率(適用がある場合は優遇税率)での申告・納税を行い、この時点では輸入関税優遇税率0%の適用は行いません。6ヶ月毎に(6月30日または12月31日から60日以内)、税率0%適用の申請書類を提出して、税関当局の検査を受けた上で適用を受けます。優遇の条件を満足する場合には、規定に従い過剰納税額が処理されます。

- 乗車定員16人未満の中古乗用車に対する輸入関税率が上がり、乗車定員16人以上の中古乗用車および中古貨物自動車に対する輸入関税率は据え置きとされました。

この新しい政令は、ベトナム国内の自動車製造業の発展および経済の強固な成長を促進させようとする政府の努力の表れです。また、新しい政令でもう一つ重要なのは、中古自動車の輸入数量減少を意図していることです。これによって、間接的に、国内製造の自動車販売可能数を引上げて、中古自動車による環境汚染を抑制することが目的です。

Decree 125/2017/ND-CPは、2018年1月1日から発効します。但し、輸入自動車部品に対する輸入関税優遇税率に関する規定については、政令への署名日(2017年11月16日)に発効し2022年12月31日まで効力を持ちます。

2.税関当局および税務当局との間の情報交換および業務協力

税関当局と税務当局との間の情報交換および業務協力制度を公布する2017年11月23日付け決定Decision 2413/QD-BTCが財政省から発行されました。留意すべきと思われるいくつかの点は以下の通りです。

情報交換、情報提供に関して:

- 税務当局および関税当局が情報交換および情報提供すべき情報のリストが、当決定の付属書として公布されています。
- 情報交換および情報提供は、各々のレベルで、下記3つの形態で実施されます。
 - ✓ 自動データ送信: 両当局のシステム間でのシステム接続による大容量データの定期的送信。
 - ✓ データ照会: インターネットサービスまたは一方の当局のデータ検索アプリケーションを介した両当局のシステム接続に基づくオンラインでのデータの問い合わせ。
 - ✓ 両当局間での直接情報交換。
- 税関当局と税務当局との間の情報交換は、各々のレベルでの窓口を介して行われます。

リスク管理業務の実施協力に関して:

税関当局と税務当局は、税関管理および税務管理における企業の法令順守評価、企業のリスク評価のための指標構築・実施について協力を行います。これにより、適切な税関管理・税務管理の方策を適用するための輸出企業のリスク評価を行い、模範企業や高リスク企業の判断をします。

税関管理、税務管理の方策実施協力に関して:

税関当局と税務当局は、付加価値税還付におけるリスク評価指標の構築・実施を通じて、付加価値税還付での不正行為を防止すべく協力します。

税務当局は、付加価値税還付の処理に際して、両当局間の電子データ交換または税関当局のウェブサイト上での税金滞納情報検索に基づいて、税関当局に対して滞納している輸入貨物に関わる税額、延滞金利、罰金を還付額と自動的に相殺します。

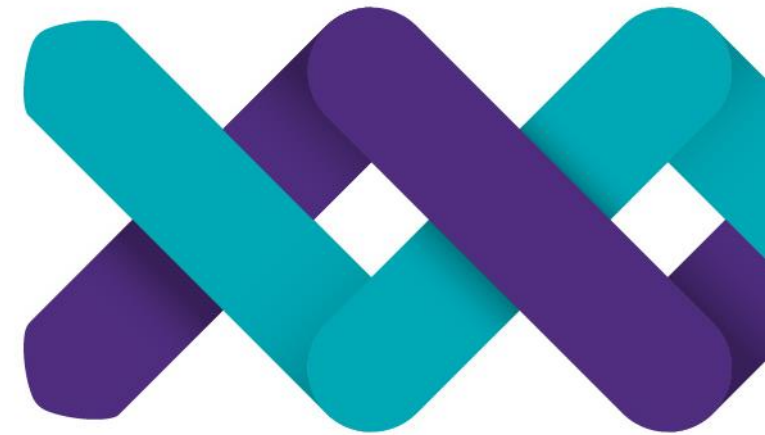
3. 関連者間取引が発生する企業の借入費用

関連者間取引が発生する企業に対する借入費用についてのガイダンスとなる2017年11月24日付け Official Letter 19676/CT-TTHT がビンズオン省税務局から発行されました。これによれば、Decree 20/2017/ND-CPの適用対象となる企業において、年度内で関連者間取引が発生した場合、法人所得税の計算において損金算入が認められる借入費用総額は、事業活動による純利益に支払利息および減価償却費を加えた金額の20%を超えません。

しかしながら、このガイダンスでは、上述の借入費用総額が、関連者以外から発生する借入費用も含むか否かについて言及していません。更に、このガイダンスでは、Decree 20/2017/ND-CPの適用対象とならない企業に対しても同様の規定が適用されるのか否かについても明確にしていません。従って、法人所得税計算に際しての借入費用の取り扱いについては、Decree 20/2017/CPの精神に基づきおよび管轄税務局のガイダンスなどを参照しつつ、個別に判断する必要があります。

4. 経済契約での決済遅延による延滞金利に対する付加価値税

経済契約での決済遅延による延滞金利に対する付加価値税の取り扱いに関するガイダンスとして2017年10月9日付け Official Letter 66392/CT-TTHT がハノイ市税務局から発行されました。これによれば、契約書に基づく決済期限を守れなかった契約相手側から決済遅延による延滞金利を受取った場合、受取ったこの延滞金利については、付加価値税の申告・納税を行う必要はありません。入金伝票を起票して、法人所得税の課税所得となる所得として認識・計上すれば十分です。



5.輸出製品製造のための輸入貨物に対する輸入関税取り扱い

輸出製品製造のための輸入貨物に対する輸入関税取り扱いのガイドスとなる2017年11月29日付けOfficial Letter 7817/TCHQ-TXNKが、税関総局から各省・中央直轄都市の税関局に対して発行されました。これによれば、輸出製品製造のために原料・資材・部品を輸入した後に、これらの原料・資材・部品を自社支店での製造工程へ移動させて、工程終了後の製品を受取り、輸出する最終製品の製造を行う場合、最終製品の製造に使用すべく支店での製造工程へ移動させたこれらの原料・資材・部品は、規定に従い輸入関税の免税対象となります。

6.ホーチミン市における2017年の給与状況および2018年のテト賞与計画の報告

2017年の給与支払い・2018年のテト賞与支払い計画の策定および公表、そして、給与・賞与に関する情報の報告に関する2017年11月28日付けOfficial Letter 30768/SLDTBXH-LDがホーチミン市労働・傷病兵・社会局から発行されました。これによれば、ホーチミン市内の企業は、**2017年の給与状況および2018年の新暦正月・旧暦正月賞与計画に関する報告書(当Official Letterに付属する様式による)**を作成して、ホーチミン市労働・傷病兵・社会局の労働・給与・社会保険部、または、ホーチミン市輸出加工区・工業区管理委員会の労働管理部、または、ホーチミン市ハイテク区管理委員会の企業部宛てに、**2017年12月16日前に提出するよう要請されています。**

税務、その他御社事業活動に関わる法令に関するアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。



Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。

grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
National Head of Tax
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

満重 弘 (Hiroshi Mitsushige)

Manager – Japanese Desk
D +84 24 3850 1689
E hiroshi.mitsushige@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
D +84 28 3910 9238
E hmy.tran@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

小澤 健 (Ken Ozawa)

Tax Manager
D +84 28 3910 9151
E ken.ozawa@vn.gt.com